

いけがきづくりの補助

浦安市のいけがき設置奨励事業補助金交付規則



いけがきは、定期的な管理
が必要なのね。

資 格

「浦安市に居住し、住民票のある人」
※一戸建て住宅に限る。
※設置後 10 年間保全に努めること。
※樹木は成長しますので、道路や隣地に越境しないよう、また近隣に迷惑が掛からないよう責任をもって定期的に管理が行える方に限ります。
維持管理しやすい樹木を設置してください。

補 助 金 額

申込み区分	1 m 当りの 補助金額	限 度 額
いけがき設置補助	8,000 円以内	160,000 円
いけがき設置に伴うブロック塀の撤去補助(接道部)	10,000 円以内	100,000 円
いけがき造り替えに伴う撤去補助(接道部)※	4,000 円以内	80,000 円

※適切な維持管理をしているにも関わらず、既存のいけがきが道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあり、いけがきを撤去・再設置する場合に限ります。

交付の条件

- 敷地の境界に設置し、いけがきを延長 1 m 以上設置。
- 外部から見たいけがきの高さが 90 cm 以上。
- 1 m につき 3 本以上植栽。(葉張り 45 cm 以上は 2 本以上)
- 樹木の種類は市長が適当と認めた樹種とし、健全であること。
- 1 用地に 1 回まで補助金を交付。
※ただし、下記の場合は再交付ができます。
(1) 居住者が変更となる場合。(※詳細についてはお問い合わせください。)
(2) いけがきをやむを得ず撤去する必要があると市長が認める場合であって、当該いけがきを撤去して再度当該住所地内にいけがきを設置する場合。

また、工事着工前に申請をし、いけがき設置前後に現地での立会が必要です。

定期的に適切な維持管理をしましょう！

いけがきのせん定と、撤去・再設置の費用負担を比較すると、せん定するほうが経済的です！

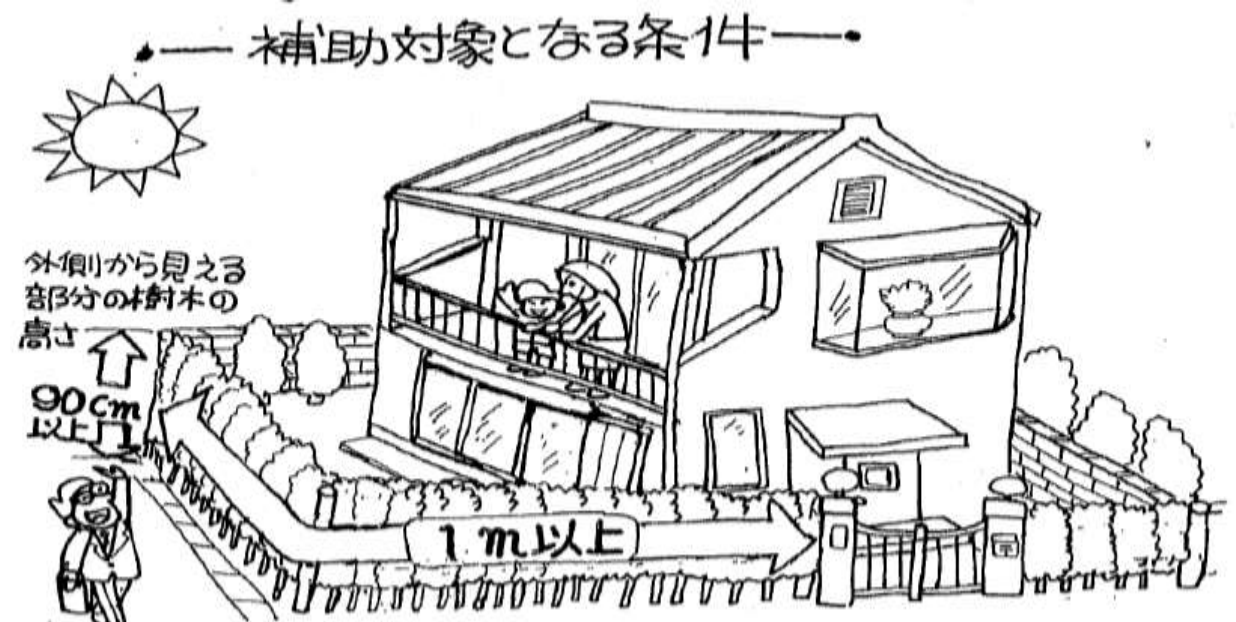
例) 10m 分のいけがきについて、せん定する場合と撤去・再設置する場合の費用負担の比較
※あくまで目安の金額です。

	費用総額	補助額	負担額
せん定費用	30,500 円	なし	30,500 円
撤去費用	99,500 円	40,000 円	175,500 円
再設置費用	196,000 円	80,000 円	

いけがきの樹種について

いけがきに適さない樹種	切り戻しが難しい樹種、病害虫がつきやすい樹種 果実がなる樹種、毒のある樹種
いけがきに適した樹種	上記以外の樹種 例) イヌマキ、レッドロビン、マサキ、トキワマンサク等

※カイツカイブキについては道路上にせり出しやすく、維持管理が難しい樹種です。



～補助対象条件など、ご不明な点はお問い合わせください。～

○問い合わせ先○

浦安市 都市整備部 みどり公園課 緑化推進係

TEL : 047-712-6728 (直通) 047-351-1111 (内線18555～6)

FAX : 047-352-7996

✉ kouen@city.urayasu.lg.jp